

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、C業務に従事し、○年○月○日、当日の業務を終え、会社から自転車で帰宅する途中、普通自動車と接触し負傷した（以下「本件事故」という。）。
- 2 請求人は、同日、D医療機関を受診し、「両膝打撲傷、右膝内側側副靱帯損傷、頸椎捻挫」と診断された後、同月日のE医療機関での受診を経て、同年○月○日からはF医療機関で療養し、○年○月○日、G医療機関において、「右膝内側半月板損傷、右膝内側側副靱帯損傷」（以下「原傷病」という。）と診断されるとともに、症状改善の見込みはないとして、同年○月○日付けをもって治癒（症状固定）となった。請求人は、治癒後障害が残存するとして、障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分を行った。

その後、請求人は、原傷病の疼痛が増悪したとして、○年○月○日、E医療機関を受診し、「クローニック・コンパートメント慢性疼痛症候群、末梢神経障害性疼痛」（以下「本件傷病」という。）などと診断された。

- 3 本件は、請求人が本件傷病は原傷病の再発によるものであるとして、療養給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案

である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

- （1）請求人は、原傷病が○年○月○日に治癒（症状固定）となった後、原傷病の疼痛が増悪し本件傷病の診断を受けたものであり、本件傷病は原傷病の再発である旨主張している。
- （2）ところで、労働者災害補償保険制度においては、業務上の傷病が療養の結果、治癒した後に再発した場合には、保険給付の対象となるとされているが、再発であると認めるための要件は、決定書理由（略）に示すとおりである。
- （3）原傷病と本件傷病との間の医学的な相当因果関係についてみると、H医師及びI医師は、「不明」としているが、F医療機関のJ医師は、○年○月○日付けの意見書において、原傷病と本件傷病との間に相当因果関係がある旨の意見を述べていること、請求人の症状経過等をみても、請求人が主張する疼痛等はいずれも治癒時に認められていた症状であること、本件傷病には、その発症の原因となった本件事故とは別の事故等の特段の事情はみられないことから、当審査会としては、原傷病と本件傷病との相当因果関係は認められると判断する。

(4) 次に、治癒時の症状に比べ再発時の症状が増悪しているかについてみると、請求人は、前記第3の1(2)のとおり、具体的に医証を示し、治癒時の症状に比べ再発時の症状が増悪していると主張しているが、請求人が示した医証のうち、①診療情報提供書には、治癒時の症状に比べ再発時の症状が増悪していることを直接示す記載はない。また、②患者診療記録には、「G医療機関での半月板切除後も疼痛増悪」との記載はあるものの、同記載は、同切除手術が行われた○年○月○日に近接した治癒前の時期のことを述べたものであって、請求人が再発に対する療養給付の請求の対象期間とした○年○月○日以降のことを述べたものではなく、また、同記録には、そのほかには治癒時の症状に比べ再発時の症状が増悪していることを示す記載はない。さらに、③K医師の作成した図はイメージ図であり、何らかの客観的な他覚所見を示したものと認められない。このほかにも、請求人の主張を裏付ける医学的な資料は見いだすことはできないことから、請求人の主張を採用することはできない。したがって、当審査会としても、決定書理由(略)に説示のとおり、原傷病の症状に比べて本件傷病の症状が増悪したとは認めることはできないと判断する。

(5) 以上のことから、当審査会としても、本件傷病は、原傷病の再発であると認められるための要件を満たしておらず、本件傷病は原傷病が再発したものとは認めることができないと判断する。

(6) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由がないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとし、主文のとおり裁決する。